

令和 8 年度の取組について

① 宮崎県消費者基本計画の取組について

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 1）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
1	基本方針 1 安全で安心な 消費生活の確 保	(1) 消費者の安全・安心の 推進	① 商品、サービス、食品の安全確保	総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費生活用製品の 安全確保	消費生活用製品安全法に基づく立入検査 の実施	乳幼児用ベッド、家庭用の圧力なべ等特定製品の製造及び 販売の適正化を図り、一般消費者の生命又は身体に対する 危害の防止を図るため、立入検査を実施する。	・ 県内の販売事業者へ立入検査を実施予定（県内 3 町、7 店舗）
2				総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費者事故等の情 報集約	消費者事故等の情報書集約し、消費者庁 に通知	「消費者安全法」に基づき、関係機関と連携を図り、消費 者事故等の情報の収集に努めるとともに、消費者事故等が 発生した場合には、消費者庁に速やかに通知する。	必要に応じて適宜実施
3				総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費者事故等の情 報提供	消費者庁から提供される消費者事故、リ コール製品に関する情報を収集し、市町 村や庁内関係課、県民へ情報提供	「消費者安全法」に基づき、消費者庁から提供される消費 者事故やリコール製品に関する情報を広く収集し、市町村 や庁内関係課、県民へ情報提供を行う。	必要に応じて適宜実施
4				総合政策部	消費生活センター	商品テストの実施	商品の不具合等による苦情に対して不具 合の原因究明調査が必要な場合に調査依 頼する。	商品の不具合等による苦情に対して不具合の原因究明調査 が必要な場合に販売店、製造者また国民生活センター商品 テスト部、製品評価技術基盤機構（n i t e）等外部機関 に調査依頼する。	随時実施
5				総務部	危機管理局消防保安課	消費生活用製品の 安全確保	電気用品安全法、ガス事業法及び液化石 油ガス保安法に基づく立入検査の実施	電気コード等の電気製品やガスコンロ等のガス用品の製造 及び販売の適正化を図り、一般消費者の生命又は身体に対 する危害の防止を図るため、立入検査を実施する。	・ 県内の販売事業者へ立入検査を実施予定（7カ所程 度）
6				福祉保健部	衛生管理課	施設の監視指導及 び収去検査事業	食品衛生月間中やイベントにおいて、食 品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性 に関する情報提供及びリスクコミュニ ケーションの推進につながる取組を実施 する。	・ 食品衛生月間中やイベントで食中毒予防に関するリーフ レットを配布する。 ・ 衛生講習会の開催する。 ・ 食品取扱施設における監視指導を実施する。	・ 講習会、食品取扱施設への監視等を実施する。 ・ 食中毒予防に関するリーフレットを作成し、食品 衛生月間中に消費者、食品事業者等に配布する。
7				福祉保健部	薬務感染症対策課業務対 策室	有害物質を含有す る家庭用品の監視	基準が定められている肌着等の家庭用品 の試験検査の実施	有害物質を含有する家庭用品による一般消費者の健康に係 る被害の発生又は拡大防止のための監視の一環として、市 販されている肌着等の家庭用品を買い上げ、検査を行う。	年に 1 回、市販されている肌着等の家庭用品を購入 し、ホルムアルデヒド等の試験検査の実施。必要に 応じて、業者等に指導を行う。
8				県土整備部	建築住宅課	建築物の安全安心 の確保	建築士法に基づく立入指導の実施	建築士事務所の業務の適正な運営を確保し、もって違反建 築物の防止及び建築物の質の向上を図るため、立入指導を 実施する。	県内の建築士事務所へ立入検査を実施予定（計25 件）/マネジメント計画目標
9				農政水産部	農業普及技術課	農薬の適正使用の 推進	農薬取締法に基づく立ち入り検査の実施	農作物に対する農薬の適正使用を推進するため、農薬の不 適正使用が疑われる農薬使用者に対し、農薬取締法に基づ く立ち入り検査を実施し、必要に応じて指導を行う。	・ 事案発生時、速やかに調査等を実施。必要に応じ て指導を行う。
10				農政水産部	農業普及技術課	農薬の適正販売の 推進	農薬取締法に基づく立ち入り検査の実施	農薬の適正な保管管理及び販売を推進するため、農薬取締 法に基づき県に届出のある農薬販売店に対し立ち入り検査 を行い、必要に応じて指導を行う。	・ 県内の農薬販売事業者へ立入検査を実施予定（県 内98店舗）。必要に応じて指導を行う。
11			② 規格、表示、取引の適正化	総合政策部	生活・協働・男女参画課	不当な取引行為の 禁止	不当な取引行為の疑いのある事業者に対 する立入調査及び指導等の実施	不当な取引行為による消費者被害の防止を図るため、不当 な取引行為を行っている疑いのある事業者に対し立入調査 を行い、必要に応じて指導、勧告、事業者名の公表を行 う。	・ 事案発生時、速やかに立入調査を実施。 必要に応じて指導、勧告、事業者名の公表を行う。
12				総合政策部	生活・協働・男女参画課	不当景品類及び不 当表示の防止	景品表示法違反被疑事件が発生時の調査 の実施	景品表示法違反被疑事件が発生した場合は迅速かつ適切に 調査等を実施し、必要に応じて指導を行う。	・ 事案発生時、速やかに調査等を実施。 必要に応じて指導を行う。
13				総合政策部	生活・協働・男女参画課	訪問販売等事業者 の指導	特定商取引に関する法律に基づく違法・ 不当な訪問販売等事業者に対する指導等 の実施	訪問販売等に係る取引の適正化及び一般消費者の利益の保 護のため、違法・不当な訪問販売等事業者に対する報告の 徴収、立入検査、業務改善の指示、業務停止命令を実施す る。	・ 事案発生時、速やかに立入調査を実施。 必要に応じて指導、勧告、事業者名の公表を行う。
14				総合政策部	生活・協働・男女参画課	家庭用品品質表示 の適正化	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の 実施	消費者が商品を購入する際に合理的な選択ができるよう、 家庭用品に義務づけられている品質表示の徹底を図るた め、立入検査を実施する。	・ 県内の販売事業者へ立入検査を実施予定（県内 3 町、7 店舗）

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 1）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
15	基本方針 1 安全で安心な 消費生活の確 保	(1) 消費者の安全・安心の 推進	② 規格、表示、取引の適正化	総合政策部	生活・協働・男女参画課	割賦販売等事業者 の指導	割賦販売法に基づく事業者に対する立入 検査等の実施	許可業者の預託金保全の状況、財産及び業務運営に関する 状況を的確に把握し、もって購入者等の利益の保護を図る とともに、割賦販売等に係る取引を公正にし、健全な発達 を図るため、報告の徴収や立入検査を実施する。	・事案発生時、速やかに立入調査を実施。 必要に応じて指導、勧告、事業者名の公表を行う。
16				福祉保健部	衛生管理課	施設の監視指導及 び収去検査事業 【再掲】	食品衛生月間中やイベントにおいて、食 品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性 に関する情報提供及びリスクコミュニ ケーションの推進につながる取組を実施 する。	・食品衛生月間中やイベントで食中毒予防に関するリーフ レットを配布する。 ・衛生講習会の開催する。 ・食品取扱施設における監視指導を実施する。	・講習会、食品取扱施設への監視等を実施する。 ・食中毒予防に関するリーフレットを作成し、食品 衛生月間中に消費者、食品事業者等に配布する。
17				福祉保健部	健康増進課	食品表示適正化事 業	食品表示法（保健事項）及び健康増進法 （第65条、虚偽誇大広告等の禁止）につ いて監視指導を行うとともに、消費者が 日々の栄養・食生活管理に栄養成分表示 等を積極的に活用することを促進する。	・食品関連事業者に対して食品表示法（保健事項）及び健 康増進法（第65条、虚偽誇大広告等の禁止）に関して新た なガイドラインを含む適切な表示方法の周知及び監視指導 等を行う。 ・消費者が栄養成分表示を日々の栄養・食生活管理に積極 的に活用できるよう、食品販売者と連携した店内掲示の体 制づくりや資材作成を行う。	・食品衛生責任者講習会等の場において、食品表示 法・健康増進法に関する啓発（必要に応じて実施） ・栄養成分表示活用チラシ配布 ・店内に掲示できる栄養成分表示活用を啓発するス イミングPOPの作成・配布（600枚）
18				商工観光労働 部	商工政策課	計量法に基づく 計量に関する事務	県内全域の（宮崎市実施の一部業務を除 く）特定計量器の検定・検査及びや商品 量目の適正指導等を行う。	主な特定計量器の検定・検査及び立入 検査を実施する。 ア タクシーメーター装置検査 イ 燃料油メーター検査 ウ はかりの定期検査 エ はかりの検定 オ 基準器検査 カ 商品量目検査	実施予定件数 ア 1, 790件 イ 676件 ウ 935件 エ 63件 オ 858件 カ 2, 000品目
19				商工観光労働 部	商工政策課経営金融支援 室	貸金業者の指導	貸金業法に基づく立入検査の実施	貸金業者の適正な業務運営の確保及び資金需要者の保護を 図るため、貸金業者の立入検査を実施する。	・県内の貸金業者へ立入検査を実施予定。
20				商工観光労働 部	観光推進課	旅行者の登録・ 指導	旅行業法に基づく登録申請の実施	旅行業登録を申請する者に対して、旅行業法に基づき申請 書類の審査を行う。また、不適切な営業行為を行う旅行業 者や悪質な旅行業者に対して、旅行業法令等に基づき、営 業行為の改善や法令順守等の指導、行政処分など厳正に対 処する。	旅行業登録申請者に対して、書類の審査や登録等を行 う。
21				県土整備部	建築住宅課	宅地建物取引業者 の指導	宅地建物取引業法に基づく立入調査等の 実施	宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の 利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図る（同法 第1条）ため、立入調査等を実施する。	県内の宅地建物取引業者へ立入検査を実施予定（計 23業者）
22				農政水産部	農業流通ブランド課	信頼で支える食の 県産県消費推進事業 のうち表示制度の 普及啓発	食品表示制度の普及啓発	食品事業者や農林水産物直売所への出荷者等に対する適正 な食品表示の啓発活動により、県産県消の推進を図る。	・食品表示セミナー及び個別相談会の 開催 時期：令和8年9月 ・専門家派遣による及直売所現地指導 時期:令和8年9～令和9年1月
23				農政水産部	畜産振興課	牛トレサ法の適正 な運用	牛の個体識別のための情報の管理や伝達 の実施	牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から 流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達す ることにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進 する。	農家やJA等が行う個体識別番号を付した耳標の装 着や出生届出等の適正な実施を指導。
24				農政水産部	農産園芸課	米トレサ法の適正な 運用	米トレサ法違反被疑事件が発生時の調 査・指導の実施	米トレサ法違反被疑事件が発生した場合は迅速かつ適切に 調査等を実施し、必要に応じて指導を行う。	・事案発生時、速やかに調査等を実施。 必要に応じて指導を行う。
25			③ 安全安心な消費生活の環境確保	総合政策部	秘書広報課広報戦略室	外部公益通報者保 護制度	外部公益通報者保護制度の周知・運営	県ホームページにより、公益通報の対象、通報先、通報の 際の注意点などの周知を図るとともに、通報があった場合 の処理を行う。	県ホームページへの掲載 通報があった場合の処理
26				総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費者志向経営の 普及	消費者志向経営の広報周知	国が推進する「消費者志向経営」（事業者が消費者と共 創・協働して社会的価値を向上させる経営）の取組につい て、県HP等で広報周知を図る。	・県ホームページ等へ「消費者志向経営」について 掲載

令和8年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針１）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
27	基本方針１ 安全で安心な消費生活の確保	(2) 事業者に対する指導強化	① 法令や条例に基づく指導、行政処分	総合政策部	生活・協働・男女参画課	事業者への指導	特定商取引法や景品表示法等に基づく事業者への指導等の実施	不適切な営業行為を行う事業者や悪質な事業者に対して、特定商取引法や景品表示法等に基づき、営業行為の改善や法令順守等の指導、行政処分など厳正に対処する。	・事案発生時、速やかに立入調査を実施。 必要に応じて指導、勧告、事業者名の公表を行う。
28				県警本部	生活環境課	悪質事業者の検挙活動	悪質事業者に対する取締り	被害の実態に係る情報収集、各種法令を駆使した捜査を実施し、悪質事業者の検挙に向けた取締りを実施する。	左同
29		② 関係機関との情報共有や連携体制の強化		総合政策部	生活・協働・男女参画課	国や九州各県との連携	九州・沖縄地域特商法関係機関連絡会議の開催	広域的に違法行為を行っている悪質事業者への対応や効果的な指導・取締りについて情報交換し、手法の改善などにつなげるため、九州・沖縄地域特商法関係機関連絡会議等を通じて、国及び九州各県と連携強化を図る。	・九州・沖縄地域特商法関係機関連絡会議への参加 (令和8年6月29日)
30				総合政策部	生活・協働・男女参画課	県警や市町村との連携	悪質商法対策連絡会議の開催	警察や市町村と連携して、悪質商法による消費者トラブルの未然防止、救済対策を検討するため、悪質商法対策連絡会を開催する。	・悪質商法対策連絡会議の開催
31				県警本部	生活環境課	関係機関と連携した活動	関係機関と連携した犯罪者グループの壊滅を目指した取締り	犯罪者グループの検挙に留まらず、行政処分の発動に向けて関係機関との連携を強化するなど、犯罪者グループの壊滅を目指した取締りを実施する。	左同
32		(3) 地域における見守り活動の推進	① みやざき地域見守り応援隊の取組推進	総合政策部	生活・協働・男女参画課	みやざき地域見守り応援隊（消費者安全確保地域協議会）の取組推進	みやざき地域見守り応援隊への消費者トラブルに関する情報提供	令和6年4月に「みやざき地域見守り応援隊」を消費者安全確保地域協議会として位置づけ、消費者トラブルに関する情報を提供してきた。今後みやざき地域見守り応援隊を活用し、福祉関係団体等と連携を図りながら、高齢者、障がい者等の啓発や見守り活動を推進していく。	・みやざき地域見守り応援隊連絡会議に出席し、消費者トラブルに関する情報提供や見守りへの協力依頼を実施予定。
33				福祉保健部	福祉保健課	みやざき地域見守り応援隊	民間事業者が日常の業務における家庭訪問等の際に、何らかの異常を察知した場合、市町村窓口等に通報することにより、見守り活動を実施。	左記に同じ	・協定締結事業者による日常業務時の見守り活動と異変に気づいた場合の関係機関への通報・連絡 ・担当者による連絡会議（年1回）において、消費者トラブル等に関する情報提供を実施
34				県警本部	生活安全少年課	みやざき地域見守り応援隊の取組推進	関係機関・団体等との情報共有及び連絡体制の整備	みやざき地域見守り応援隊への防犯メール等による各種犯罪情報の提供を推進する。県内各警察署と各自治体との緊急事案発生時の連絡体制の整備を行う。	防犯メール、地域安全情報、SNS（X）による情報発信。令和8年7月中、県内各地区毎の自治体等との連絡会議を実施
35			② 市町村推進体制の整備促進	総合政策部	生活・協働・男女参画課	市町村への消費者安全確保地域協議会の設置促進	市町村での設置の働きかけ	市町村における福祉や防災分野などの既存のネットワークを活用した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を働きかけ、市町村の見守り活動の体制整備を促進を図る。	・市町村消費者行政担当課長会議で市町村への消費者安全確保地域協議会の設置を呼びかけを実施。 (令和8年5月28日)

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 2）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
1	基本方針 2 消費者被害の 防止と救済	(1) 県と市町村が連携した消費者問題解決力強化	① 県消費生活センター相談体制の充実強化	総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費者行政に係る事業の検討（予算確保）			
2				総合政策部	消費生活センター	無料弁護士相談会	法律の専門家である弁護士による無料の相談会を実施。 また、県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会を実施。	複雑・多様化する消費生活に対応するため、法律専門家や関係機関職員の助言を受ける機会を設ける。	○無料弁護士相談会 宮崎（21回）、都城（12回）、延岡（7回）
3				総合政策部	消費生活センター	法律研究会等の実施	県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会及び専門機関から先進的な事例を学ぶ研修を実施。	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、専門家の意見を聞く機会を設ける。	○法律研究会及び専門機関研修 年14回
4				総合政策部	消費生活センター	国民生活センター等が実施する研修会等への参加	国民生活センター等が実施する研修会等に相談員等を積極的に参加させる	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、国民生活センターが実施する専門性の高い研修を受講する。	随時実施 年3回／人 程度
5				総合政策部	消費生活センター	国民生活センターが実施する次期 P I O－N E T 操作研修への参加	国民生活センターが実施する次期 P I O－N E T 移行に対応させる	令和 8 年度中の次期 P I O－N E T 移行に対応するために研修を受講する。	すべての相談員（16名）が参加対象
6			② 市町村相談体制の充実強化支援	総合政策部	生活・協働・男女参画課	地方消費者行政強化交付金事業（市町村への補助）	国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、県から市町村へ補助金を交付	補助金の交付により、市町村相談窓口の機能強化や消費者啓発の充実等を図る。	・国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、市町村での相談窓口強化や消費者啓発の充実等を図る。 ・市町村での出前講座の積極的な実施を依頼する。
7				総合政策部	生活・協働・男女参画課	市町村担当職員に対する研修	市町村の消費者行政担当職員に対して研修を実施	市町村の消費者行政担当職員に対する研修実施により、外部講師による講演や職員の意見交換等を行い、職員の資質向上を図る。	市町村消費者行政担当職員研修会の開催（年 1 回） ・令和 8 年 9 月 8 日開催予定 国民生活センターとの共催による研修の実施（研修テーマ「最近の法改正（法知識）について」）
8				総合政策部	消費生活センター	ホットラインの設置	市町村の相談員への助言等を実施するためのホットラインを設置	ホットラインは相談対応の体制等が不十分な市町村に対し、助言等を行う。	随時
9				総合政策部	消費生活センター	巡回訪問の実施	市町村の相談員への助言等を実施するため、定期的に巡回指導を実施	県相談員、職員が市町村を直接訪問し相談事例の検討、助言等を行う。	年 2 ～ 4 回
10				総合政策部	消費生活センター	法律研究会等の実施	県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会及び専門機関から先進的な事例を学ぶ研修を実施。	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、専門家の意見を聞く機会を設ける。	○法律研究会及び専門機関研修 年14回
11				総合政策部	消費生活センター	O J T の実施	県相談員が経験の浅い相談員の所属する市町村に訪問し、または相談員が県センターを訪問し、相談対応等に対する助言等を行う	県相談員が該当市町村を定期的に訪問し、または相談員が県センターを訪問し、経験の浅い相談員に対し助言等を行い、相談対応力の向上を図る。	都城支所が都城市に対し実施 毎月 1 回程度
12			③ 消費生活相談窓口の積極的な広報	総合政策部	消費生活センター	相談窓口PRキャンペーン等の啓発イベントの実施	消費生活相談窓口及び消費者ホットラインの周知を行う	街頭キャンペーン等にてチラシ及び啓発グッズ等を配付し、消費生活相談窓口及び消費者ホットラインがあることを県民へ周知することを目的とする	○キャンペーン（実施回数：3 回） 5 月に宮崎、都城、延岡の各イオンにて実施
13			④ 相談を担う人材の確保及び資質向上	総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費生活相談員の人材確保	消費生活相談員人材バンクの設置・運営	消費生活相談員人材バンクの設置により消費生活相談員資格保有者及び資格取得を目指す方の情報を確保し、相談員の採用を希望する市町村への情報提供を行う。	市町村からの要望により情報提供を適時実施する。
14				総合政策部	消費生活センター	国民生活センター等が実施する研修会等への参加	国民生活センター等が実施する研修会等に相談員等を積極的に参加させる	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、国民生活センターが実施する専門性の高い研修を受講する。	随時実施 年3回／人 程度
15				総合政策部	消費生活センター	法律研究会等の実施	県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会及び専門機関から先進的な事例を学ぶ研修を実施。	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、専門家の意見を聞く機会を設ける。	○法律研究会及び専門機関研修 年14回

令和８年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針２）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
16	基本方針２ 消費者被害の 防止と救済	(２) 消費者ニーズに対応した 相談体制の充実	① 消費生活相談業務のデジタル化の推進	総合政策部	生活・協働・男女参画課	相談業務のデジタル化の推進	デジタル技術を活用した相談環境の整備の検討	消費者の利便性を高めるため、デジタル技術を活用した相談環境の整備を検討する。	
17				総合政策部	消費生活センター	宮崎県電子申請システムによる消費生活相談（メール相談）の受付	電話や来所以外の相談方法として、メールによる相談受付を実施。	消費者の利便性を高めるため、24時間受付可能なメール相談を実施する。	○年100件程度
18				総合政策部	消費生活センター	国民生活センター等が実施する研修会等への参加	国民生活センター等が実施する研修会等に相談員等を積極的に参加させる	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、国民生活センターが実施する専門性の高い研修を受講する。	随時実施 年３回／人 程度
19				総合政策部	消費生活センター	国民生活センターが実施する次期P I O－N E T操作研修への参加	国民生活センターが実施する次期P I O－N E T操作研修会に相談員を参加させる	令和８年度中の次期P I O－N E T移行に対応するために研修を受講する。	すべての相談員（16名）が参加対象
20			② 多様な消費者に対応する相談体制の充実	総合政策部	消費生活センター	無料弁護士相談会の実施	法律の専門家である弁護士による無料の相談会を実施。 また、県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会を実施	複雑・多様化する消費生活に対応するため、法律専門家や関係機関職員の助言を受けることにより、消費生活相談員及び職員の資質の向上を図る機会を設ける。	○無料弁護士相談会 宮崎（21回）、都城（12回）、延岡（7回）
21				総合政策部	消費生活センター	法律研究会等の実施	県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会及び専門機関から先進的な事例を学ぶ研修を実施。	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、専門家の意見を聞く機会を設ける。	○法律研究会及び専門機関研修 年14回
22				総合政策部	消費生活センター	国民生活センター等が実施する研修会等への参加	国民生活センター等が実施する研修会等に相談員等を積極的に参加させる	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、国民生活センターが実施する専門性の高い研修を受講する。	随時実施 年３回／人 程度
23				福祉保健部	障がい福祉課	障がい者110番の実施	障がいのある方が抱える様々な問題に対する情報提供や助言の実施	障がい者又は家族等で、人権及び権利擁護に関する助言等が必要な方からの電話・来所等による相談に対応する。	宮崎県身体障害者団体連合会に運営を委託している「障害者社会参加推進センター」の取組の一環で通年実施。（R8委託料7,956千円（事業費＋準人件費））
24				商工観光労働部	国際・経済交流課	外国人住民等相談窓口運営事業	外国人住民等に対する一元的相談窓口の運営	外国人住民等に対する行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う	みやざき外国人サポートセンターの運営

令和８年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針２）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
25	基本方針２ 消費者被害の 防止と救済	(３) 関係機関・団体等との連携強化		総合政策部	生活・協働・男女参画課	多重債務者対策	多重債務者対策協議会の開催	多重債務者問題に対応するため、関係機関との情報の共有や意見交換のため、多重債務者対策協議会を必要に応じて開催する。	書面開催予定 共有内容：県内の多重債務相談の状況について令和８年度多重債務者対策の取組について
26				総合政策部	消費生活センター	国民生活センターが実施する次期ＰＩＯ－ＮＥＴ操作研修への参加	国民生活センターが実施する次期ＰＩＯ－ＮＥＴ操作研修会に相談員を参加させる	令和８年度中の次期ＰＩＯ－ＮＥＴ移行に対応するために研修を受講する。	すべての相談員（16名）が参加対象
27				総合政策部	消費生活センター	無料弁護士相談会	法律の専門家である弁護士による無料の相談会を実施。 また、県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会を実施	複雑・多様化する消費生活に対応するため、法律専門家や関係機関職員の助言を受けることにより、消費生活相談員及び職員の資質の向上を図る機会を設ける。	○無料弁護士相談会 宮崎（21回）、都城（12回）、延岡（7回）
28				総合政策部	消費生活センター	法律研究会等の実施	県及び市町村の相談員が知識・対応力向上のための法律研究会及び専門機関から先進的な事例を学ぶ研修を実施。	消費生活相談員及び職員が複雑・多様化する消費生活トラブルに対応する資質を向上させるため、専門家の意見を聞く機会を設ける。	○法律研究会及び専門機関研修 年14回
29				総合政策部	消費生活センター	警察との情報共有	悪質な消費者トラブル等について警察と情報共有	警察と悪質な事案に係る事業者等の情報を共有することで悪質商法による消費者トラブル・被害の未然防止及び被害の拡大防止を図る	随時
30				福祉保健部	福祉保健課	「いのち支える」自殺対策事業	市町村や関係団体と連携して切れ目のない自殺対策を講じることで本県の自殺者数を減少させる。	左記事業の中で、経済問題・職場問題・家庭問題等の様々な悩む方がフンストップで相談を受けられる相談会を実施	９月と翌年３月に対面相談会を実施 冬頃にオンライン相談会を実施
31				福祉保健部	障がい福祉課	ギャンブル等依存症対策の推進	県が策定した計画に基づく総合的かつ計画的なギャンブル等依存症対策の実施	宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画（第２期）に基づき、関係機関と連携をしながら計画的に取組を進める。	各関係機関において、予防教育・普及啓発、相談・治療支援、回復支援に関する取組を実施。第2期計画の中間評価および見直しを予定。
32				商工観光労働部	商工政策課経営金融支援室	消費者金融に関する相談対応	消費者金融相談所において、消費者金融相談員による相談対応の実施	貸金業利用者の利益保護を図るため、貸金業利用者からの相談対応を実施する。	・必要に応じて相談対応を実施。
33				県警本部	生活安全少年課	特殊詐欺高齢者等被害対策事業	特殊詐欺の被害防止広報啓発	メール等による模擬訓練、自動通話録音機の設置促進、会計年度任用職員等を活用した広報啓発活動の実施	特殊詐欺対策アプリの普及に向けた広報啓発（企業等の協力による官民連携）、動画の大型ビジョン放映、Ｘ、ホームページ掲載、自動通話録音機の設置、メール等による模擬訓練、会計年度任用職員等による講話・コンビニエンスストア等の巡回等を実施予定

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 3）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
1	基本方針 3 自ら考え行動 する消費者の 育成	(1) ライフステージに応じ た消費者教育の推進	① 学校等における消費者教育	総合政策部	消費生活センター	出前講座の実施	県民への消費者トラブル等についての 学習機会・情報の提供	県民に対し出前講座を実施し、自立した消費者の育 成を図る	通年で実施
2				総合政策部	消費生活センター	巢立ち講座の開催	高校3年生への、消費者トラブル等につ いての学習機会・情報の提供	社会に出る直前の高校3年生に対し、出前講座を実 施し、若年者に多いトラブル等の啓発を行い、自立 した消費者の育成を図る。	1～2月
3				総合政策部	消費生活センター	パネル展の実施	学校において消費者トラブル被害防止 啓発パネル展を実施	悪質商法等による高校生の被害防止のため、県内の 高校において実施。	5～12月
4				総合政策部	消費生活センター	教職員研修の実施	教職員が消費者教育の授業を実施する ために必要な教材等の情報提供を行う	教職員自身が自ら消費者教育を実施するために必要 な授業の組み立て方及び情報提供の研修を実施し、 教職員の指導力向上を図る。	○消費者教育指導力向上研修会の実施 日時：令和8年8月5日（水） 場所：生活情報センター 交流ホール
5				総合政策部	みやざき文化振興課	私立学校への周知・広報	消費者教育に関する情報について、私 立学校に周知・広報を行う。	消費者教育に関する情報について、私立学校に周 知・広報を行うことで、私立学校における消費者教 育の推進を図る。	消費者教育に関する情報について、随時、私立学校 に周知・広報を行う。
6				教育委員会	義務教育課	義務教育段階におけ る消費者教育	各教科等における授業の実施	消費者の役割や権利等への理解を深めるた め、社会科、家庭科、技術・家庭の各教科の 授業において、学習指導要領で示されている 指導内容を適切に実施する。	国からの伝達事項や通知等について、研修会 等を通じて適切に周知を図る。
7				教育委員会	高校教育課	消費者教育調査研究 事業	小中学校の家庭科や社会科、高等学校 の家庭科や公民科において消費者教育 を推進するための授業研究等を行う。	小学校、中学校、高校1校を2年間の研究校に指定 し、2年目に公開授業を実施する。	J-FIEC(金融広報委員会)の研究校として、都城工業 高校を指定した。次年度の公開授業に向けて研究に 取り組む。
8				教育委員会	高校教育課	高校教育段階におけ る消費者教育	各教科等における授業の実施	自立した消費者、消費者市民社会の形成に貢献でき る消費者を育成するために、家庭科、公民科の各教 科の授業において、学習指導要領で示されている指 導内容を確実に実施する。	国からの伝達事項や通知等について、研修会等を通 じて適切に周知を図る。
9			② 家庭、地域、職域における消費 者教育	総合政策部	消費生活センター	出前講座の実施	県民への消費者トラブル等についての 学習機会・情報の提供	県民に対し出前講座を実施し、自立した消費者の育 成を図る	通年で実施
11				総合政策部	消費生活センター	消費生活だよりの発行	県民に対し、消費者トラブルを含めた 消費生活情報の発信	機関誌として定期的に発行し、県民の消費生活への 関心向上及びトラブルへの注意喚起を行う。	年12回（毎月1回）
12				福祉保健部	衛生管理課	施設の監視指導及び収去 検査事業【再掲】	食品衛生月間中やイベントにおいて、 食品衛生思想の普及・啓発、食品の安 全性に関する情報提供及びリスクコ ミュニケーションの推進につながる取 組を実施する。	・食品衛生月間中やイベントで食中毒予防に関する リーフレットを配布する。 ・衛生講習会の開催する。	・講習会を実施する。 ・食中毒予防に関するリーフレットを作成し、食品 衛生月間中に消費者、食品事業者等に配布する。
13				福祉保健部	こども政策課	ペアレントトレーナー養成講座	施設や自治体において、子育て支援や 小学校教育との接続を担当する職員で 研修会を企画・立案する職員を対象 に、子育て支援や子育て相談に関する 専門的な知識やペアレントトレーナー としての技術を習得させることを目的 とした講座を実施する。	基礎講座では保護者への相談支援の在り方やメディ アへの影響等の講座を開設し、専門講座ではペアレ ントトレーナー養成講座を実施している。ともに集 合型の研修となっている。	ペアレントトレーナー養成講座の基礎講座にて、宮 崎県メディア安全指導員によるメディアへの影響を テーマにした講座を開催する予定。

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 3）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
14	基本方針 3 自ら考え行動 する消費者の 育成	(1) ライフステージに応じ た消費者教育の推進	② 家庭、地域、職域における消費 者教育	環境森林部	環境森林課	環境情報発信強化事業	発達段階に応じた環境教育を通じて、 主体的な環境学習や環境保全活動への 関心と理解を深める。	・次世代エネルギーパーク見学会 ・HP「みやざきの環境」管理運営 ・環境読本の作成及び配付 ・環境絵本コンテスト及び絵本配付	・次世代エネルギーパーク見学会（3回） ・環境読本の作成（11,470部） ・絵本コンテスト作品募集（8～10月）
15				環境森林部	環境森林課	環境保全普及啓発事業	幅広い年齢層や個人、家庭、学校及び 事業所を対象とした環境教育や環境保 全活動への支援を行う。	・環境教育の拠点として環境情報センター運営 ・温暖化対策の普及啓発を行う地球温暖化防止活動 推進センター運営	・環境講座や出前研修の実施（通年） ・環境保全アドバイザー派遣（通年） ・温暖化防止活動推進員への研修（4回） ・エコフェスティバル開催（6月13, 14日）
16				環境森林部	環境森林課	ひなたゼロカーボン2050 プロモーション事業	脱炭素社会の実現に向けた気運醸成や 行動変容の促進を図る。	・県民参加型のイベント開催 ・ひなたゼロカーボン行動ブック作成 ・特設WEBサイトの管理運営	・Karada Good Miyazaki フェスタ開催（11月1日） ・ひなたゼロカーボン行動ブック作成（県民編 2,000部、事業者編1,000部）
17				環境森林部	循環社会推進課	「宮崎県食品ロス削減推 進計画」ステップアップ 事業	県内全域での食品ロス削減の取り組み の促進	「みやざき食べきり宣言プロジェクト」等の実施に より県民の食品ロス削減に向けた取組の促進を図 る。	・家庭系食品ロス削減を啓発する動画の作成 ・宮崎県内各地の「食べきり協力店」を巡ってスマ ホでデジタルスタンプを集めるデジタルスタンプラ リーを実施。
18				環境森林部	循環社会推進課	循環型社会推進総合対策 事業（啓発事業）	ごみ減量化テキストの管理	デジタルブック化した「ごみ減量化テキスト」の維 持管理を行う。	・ごみ減量化テキストの部分的更新
19				教育委員会	生涯学習課	地域でつながる、みやざ き家庭教育サポート事業	みやざき家庭教育サポートプログラムの 実施	保護者や子育てに関わる参加者同士がワークショ ップを通じて気付きを促す参加体験型学習プログラム を実施する。	・みやざき家庭教育サポートプログラムの実施
20				県警本部	地域課	ミニ広報紙等を活用した 広報啓発活動の実施	ミニ広報紙等を活用した広報啓発を実 施	各交番・駐在所において定期的にミニ広報紙を発行 し、犯罪の発生状況や最新の犯行手口を周知すると ともに、注意喚起などの広報啓発活動に取り組む。	ミニ広報紙等での防犯指導及び広報啓発活動を実 施。
21			③ 若者への消費者教育	総合政策部	消費生活センター	出前講座の実施	県民への消費者トラブル等についての 学習機会・情報の提供	県民に対し出前講座を実施し、自立した消費者の育 成を図る	通年で実施
22				総合政策部	消費生活センター	巣立ち講座の開催	高校3年生を対象とした出前講座で悪 質商法や消費者トラブルの事例等を情 報提供するもの	春から大学生等や社会人となる高校3年生に悪質商 法や消費者トラブルなどで気をつけることを知識と して身につけてもらう。	通年で実施
23				総合政策部	消費生活センター	パネル展の実施	県内全ての高校において消費者トラブ ル被害防止啓発パネル展を実施	悪質商法等による高校生の被害防止のため、県内の 高校において実施。	5～12月
24				総合政策部	消費生活センター	啓発パンフレットの配布	県内の大学及び専門学校の新入学生に 対し、啓発リーフレットを配付	社会経験の浅い新入学生が消費者トラブルに巻き込 まれることを防ぐために、各学校のオリエンテー ション時等に啓発パンフレットを配布する。	年1回（4月）
25				教育委員会	生涯学習課	地域でつながる、みやざ き家庭教育サポート事業	みやざき家庭教育サポートプログラムの 実施	保護者や子育てに関わる参加者同士がワークショ ップを通じて気付きを促す参加体験型学習プログラム を実施する。	・みやざき家庭教育サポートプログラムの実施

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 3）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
26	基本方針 3 自ら考え行動 する消費者の 育成	(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進	④ 高齢者への消費者教育	総合政策部	消費生活センター	出前講座の実施	県民への消費者トラブル等についての学習機会・情報の提供	県民に対し出前講座を実施し、自立した消費者の育成を図る	通年で実施
27				総合政策部	消費生活センター	啓発リーフレットの配布	消費者トラブル啓発リーフレットを配付	県民に消費者トラブルの情報提供を行うため、相談の多い手口等を掲載した啓発リーフレットを作成・配付する。	年 2 回（9 月、2 月）
28				福祉保健部	長寿介護課医療・介護連携推進室	高齢者権利擁護支援事業	高齢者の適切な権利擁護支援のため、市町村等の支援や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を推進する。	・市町村の権利擁護体制の充実を図るため、市町村職員及び地域包括支援センター職員を対象とした実務研修会の実施する。 ・県民への権利擁護の意識醸成を図るための出前講座を実施する。 ・成年後見制度の適切な利用のため、関係機関との意見交換を実施する。	・市町村職員等を対象とした成年後見制度対応研修を 6 月に 2 地域で実施した。 ・出前講座は、依頼に応じて実施する。 ・成年後見制度普及検討連絡会議を 1 2 月頃、実施予定。
29			⑤ デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育	総合政策部	生活・協働・男女参画課	金融教育の推進	宮崎県金融広報委員会との連携による金融教育の推進	宮崎県金融広報委員会と連携し、金融知識の啓発、消費者金融教育の支援を行う。	・親子向け金融教育セミナーの実施 ・事務局長・責任者会議への出席 ・J-FLEC認定アドバイザー等研修会への出席
30				総合政策部	生活・協働・男女参画課	金融知識功績者の表彰（推薦）	金融知識普及功績者金融担当大臣・日本銀行総裁表彰の推薦	県内の金融分野における消費者教育活動に功績のあった者及び団体を推薦する。	適した個人・団体について推薦する
31				総合政策部	消費生活センター	出前講座の実施	県民への消費者トラブル等についての学習機会・情報の提供	県民に対し出前講座を実施し、自立した消費者の育成を図る	通年で実施
32				総合政策部	デジタル推進課	スマホ教室の開催	市町村の希望に応じて、県が市町村・県警・携帯事業者と連携して、スマホ教室を開催するもの	高齢者がスマートフォン等のデジタル機器を安心して使えるよう、携帯電話事業者や市町村等と連携して、スマートフォンの基本的な操作方法やセキュリティに関する講習を行う	9 月以降、希望のあった全自治体で開催する予定
33				教育委員会	生涯学習課	地域でつながる、みやざき家庭教育サポート事業	みやざき家庭教育サポートプログラムの実施	保護者や子育てに関わる参加者同士がワークショップを通じて気づきを促す参加体験型学習プログラムを実施する。	・みやざき家庭教育サポートプログラムの実施
34				教育委員会	人権同和教育・生徒指導課	みやざきの子どもを支える問題解決支援事業	学校だけでは対応できないネット上の諸問題に対して、外部専門家の活用を図りながら問題解決と情報モラルの向上を図る	県立学校や地域で開催する研修会に外部専門家（ITアドバイザー）を派遣する。 また、県内全公立学校に啓発リーフレットを配布する。	ITアドバイザー派遣は各学校等の希望に応じて、年間 4 0 回程度の実施（1 回 6 0 分程度）また、啓発リーフレットは毎月作成する。
35				県警本部	生活安全少年課	少年サポートセンター運営事業	小・中・高等学校等において、インターネット上の違法・有害情報から児童生徒を守るための非行防止教室（情報モラル教室）を推進	非行防止教室を通じて、児童生徒のインターネット及び SNS 利用に起因する犯罪被害等防止を図るとともに、保護者にもフィルタリングの必要性を啓発し、家庭でのルール作りを促す。	・申請のあった学校で非行防止教室（情報モラル教室）を実施 延べ実施回数 151 回（68 校） 受講者総数 8,894 人※R8 年度 6 月末現在 ・販売事業者に保護者に対するフィルタリング設定の教示を要請
36				県警本部	サイバー戦略局サイバー企画課	サイバーセキュリティカレッジ	警察職員等が行う広報啓発活動	小中高生やその保護者をはじめ、広く県民を対象に講演会を開催し、情報モラル教育の重要性に関する広報啓発活動を推進する。	学校、行政機関、企業等を対象に講演を実施。 ※令和 8 年 6 月末現在で 552 回実施

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 3）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
37	基本方針 3 自ら考え行動 する消費者の 育成	(2) 消費者教育の担い手の 確保・育成	① 学校や地域における担い手の確 保・育成	総合政策部	生活・協働・男女参画 課	市町村担当職員に対する 研修【再掲】	市町村の消費者行政担当職員に対して 研修を実施	市町村の消費者行政担当職員に対する研修実施によ り、外部講師による講演や職員の意見交換等を行 い、職員の資質向上を図る。	市町村消費者行政担当職員研修会の開催（年 1 回） ・令和 8 年 9 月 8 日開催予定 国民生活センターとの共催による研修の実施（研 修テーマ「最近の法改正（法知識）について」）
38				総合政策部	消費生活センター	市町村職員担当者会議・ 研修の開催	市町村職員に対し啓発に必要な情報提 供等を行う	市町村職員が参加する会議等の場において必要は啓 発情報等の提供を行い、市町村においても積極的な 啓発が実施できるよう支援する	市町村消費者行政担当者研修会実施（本課主催）
39				教育委員会	義務教育課	教職員を対象とした消費 者教育に関する研修	消費者教育に関する研修の周知	教職員の消費者教育への意識を高めるため、関係機 関が主催する研修を案内し、参加を促す。	市町村教育委員会、各学校に対して、研修の趣旨や 内容等を含めて適切に周知を図る。
40				教育委員会	高校教育課	教職員を対象とした消費 者教育に関する研修	消費者教育に関する研修の周知	教職員の消費者教育への意識を高めるため、関係機 関が主催する研修を案内し、参加を促す。	市町村教育委員会、各学校に対して、研修の趣旨や 内容等を含めて適切に周知を図る。 ・先生のための金融経済教育セミナー（ハイブリッ ド開催）周知 ・教科及び学科代表者会（令和 8 年10月26日（月） 開催予定）においてJ-FLEC講師による講話
41			② 消費者教育コーディネーターに よる消費者教育推進体制の構築	総合政策部	消費生活センター	教職員研修の実施	教職員が消費者教育の授業を実施する ために必要な教材等の情報提供を行う	教職員自身が自分たちで消費者教育を実施するた めに必要な授業の組み立て方及び情報提供の研修を 実施し、教職員の指導力向上を図る	○消費者教育指導力向上研修会の実施 日時：令和 8 年 8 月 5 日（水） 場所：宮崎県生活情報センター 交流ホール
42				教育委員会	義務教育課	消費者教育推進体制構築 への協力	関係機関との連携及び会議等への積極 的な参加	関係機関との連携を密にすることを目的に、関係機 関との会議等において学校の取組等の発信を行うと ともに、理解と協力を求める。	関係機関の取組への協力及び学校の取組に関する情 報発信を適切に行う。
43				教育委員会	高校教育課	消費者教育推進体制構築 への協力	関係機関との連携及び会議等への積極的	関係機関との連携を密にすることを目的に、関係機 関との会議等において学校の取組等の発信を行うと ともに、理解と協力を求める。	関係機関の取組への協力及び学校の取組に関する情 報発信を適切に行う。

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 3）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
44	基本方針 3 自ら考え行動する消費者の育成	(3) 消費者への効果的な情報発信	① 多様な媒体及び多様な主体を活用した効果的な啓発活動の展開	総合政策部	生活・協働・男女参画課、消費生活センター	消費者月間啓発	消費者月間である5月に様々な啓発ツールを活用し、県民に啓発を実施するもの	新聞、ラジオをはじめ、懸垂幕の掲示、県内4箇所の商業施設における相談窓口PRキャンペーンの実施など啓発・広報を行うもの	5月を中心に年間数回実施
45				総合政策部	消費生活センター	テレビ、ラジオ等を活用した啓発	テレビ、ラジオ等でセンターCMの及び消費者トラブルの手口を啓発	消費生活センター及び188並びに「スマート消費者宣言」(※消費者トラブルの未然防止等のため、自ら考え、判断し、行動できる消費者になることを呼びかけるもの)の認知度の向上を目的としてマスメディアによるCMを配信	○テレビCM放送(60本) 期間：未定 ○ラジオCMの放送(40本) 期間：令和8年12月～令和9年2月
46				総合政策部	消費生活センター	新聞、SNS、自治会回覧板等を活用した啓発	新聞、SNS等の複数の媒体を活用した消費者トラブル啓発の実施	県民の消費者トラブルへの関心向上を図るため、また、消費者トラブルの情報提供を行うため、リーフレットの配付、新聞・SNS等による情報発信を行う。	随時実施
47				総合政策部	消費生活センター	消費生活だよりの発行	県民に対し、消費者トラブルを含めた消費生活情報の発信	機関誌として定期的に発行し、県民の消費生活への関心向上及びトラブルへの注意喚起を行う	年12回(毎月1回)
48				教育委員会	義務教育課	保護者への注意喚起及び啓発	関係機関からの通知及び啓発等の学校への適切な送付	保護者の消費者教育への意識を高めるため、各学校へメールを通じて関係機関からの通知や啓発に関する文書、チラシを送付し、周知を図る。	学校へ通知や啓発に関する文書、チラシなどを送付するにあたり、必要に応じて保護者にも周知を図るよう案内する。
49				教育委員会	高校教育課	保護者への注意喚起及び啓発	関係機関からの通知及び啓発等の学校への適切な送付	保護者の消費者教育への意識を高めるため、各学校へメールにて関係機関からの通知や啓発に関する文書、チラシを送付し、周知を図る。	学校へ通知や啓発に関する文書、チラシなどを送付するにあたり、必要に応じて保護者にも周知を図るよう案内する。
50			② 消費者被害の情報収集及び迅速かつ的確な情報発信	総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費者事故等の情報集約【再掲】	消費者事故等の情報書集約し、消費者庁に通知	「消費者安全法」に基づき、関係機関と連携を図り、消費者事故等の情報の収集に努めるとともに、消費者事故等が発生した場合には、消費者庁に速やかに通知する。	必要に応じて適宜実施
51				総合政策部	生活・協働・男女参画課	消費者事故等の情報提供【再掲】	消費者庁から提供される消費者事故、リコール製品に関する情報を収集し、市町村や庁内関係課、県民へ情報提供	「消費者安全法」に基づき、消費者庁から提供される消費者事故やリコール製品に関する情報を広く収集し、市町村や庁内関係課、県民へ情報提供を行う。	必要に応じて適宜実施
52				総合政策部	消費生活センター	HP、SNS等を活用した啓発	HP、SNS等でセンターCMの及び消費者トラブルの手口を啓発	消費生活センター及び188並びに「スマート消費者宣言」(※上記同)の認知度の向上を目的としてSNSによるCMを配信 HPにて手口の注意喚起	随時実施
53			③ 自然災害など緊急時の情報発信	総合政策部	消費生活センター	HP、SNS等を活用した啓発	HP、SNS等でセンターCMの及び消費者トラブルの手口を啓発	必要な情報をHP、SNS等にてタイムリーに発信する	随時実施

令和 8 年度消費者基本計画関連事業取組予定

具体的施策一覧（基本方針 3）

	基本方針	施策の方向性	具体的取組	関係部局		事業名	事業概要	事業内容説明	R8年度取組予定
				部	課・室				
54	基本方針 3 自ら考え行動 する消費者の 育成	(4) 持続可能な社会の形成に 向けた消費行動の推進	① エシカル消費の普及啓発	総合政策部	消費生活センター	出前講座の実施、消費生活 だよりの発行	エシカル消費の内容を取り入れた出前 講座の実施及び消費生活だよりの発行	小・中学校の家庭科にて取扱いのある内容であるた め、学校向けの出前講座において、エシカル消費の 内容を取り入れ実施する また、消費生活だよりにてエシカル消費の内容を取 扱い、エシカル消費に対する県民の意識向上を図る	通年で実施
55			② 環境教育・学習の推進	環境森林部	環境森林課	環境情報発信強化事業 【再掲】	発達段階に応じた環境教育を通じて、 主体的な環境学習や環境保全活動への 関心と理解を深める。	・次世代エネルギーパーク見学会 ・HP「みやざきの環境」管理運営 ・環境読本の作成及び配付 ・環境絵本コンテスト及び絵本配付	・次世代エネルギーパーク見学会（3回） ・環境読本の作成（11,470部） ・絵本コンテスト作品募集（8～10月）
56				環境森林部	環境森林課	環境保全普及啓発事業 【再掲】	幅広い年齢層や個人、家庭、学校及び 事業所を対象とした環境教育や環境保 全活動への支援を行う。	・環境教育の拠点として環境情報センター運営 ・温暖化対策の普及啓発を行う地球温暖化防止活動 推進センター運営	・環境講座や出前研修の実施（通年） ・環境保全アドバイザー派遣（通年） ・温暖化防止活動推進員への研修（4回） ・エコフェスティバル開催（6月13,14日）
57				環境森林部	環境森林課	ひなたゼロカーボン2050 プロモーション事業【再 掲】	脱炭素社会の実現に向けた気運醸成や 行動変容の促進を図る。	・県民参加型のイベント開催 ・ひなたゼロカーボン行動ブック作成 ・特設WEBサイトの管理運営	・Karada Good Miyazakiフェスタ開催（11月1日） ・ひなたゼロカーボン行動ブック作成（県民編 2,000部、事業者編1,000部）
58			③ 4Rの取組及び食品ロスの削減 の推進	環境森林部	循環社会推進課	「宮崎県食品ロス削減推 進計画」ステップアップ 事業【再掲】	県内全域での食品ロス削減の取り組み の促進	「みやざき食べきり宣言プロジェクト」等の実施に より県民の食品ロス削減に向けた取組の促進を図 る。	・家庭系食品ロス削減を啓発する動画の作成 ・宮崎県内各地の「食べきり協力店」を巡ってスマ ホでデジタルスタンプを集めるデジタルスタンプラ リーを実施。
59				環境森林部	循環社会推進課	循環型社会推進総合対策 事業（啓発事業）【再 掲】	ごみ減量化テキストの管理	デジタルブック化した「ごみ減量化テキスト」の維 持管理を行う。	・ごみ減量化テキストの部分的更新
60				総合政策部	消費生活センター	消費生活だよりの発行	食品ロスの内容を取り入れた出前講座 の実施及び消費生活だよりの発行	小・中学校の家庭科にて取扱いのある内容であるた め、学校向けの出前講座において、食品ロスの内容 を取り入れ実施する	通年で実施
61			④ 食育・地産地消の普及啓発	農政水産部	農業流通ブランド課	信頼で支える食の県産県 消推進事業のうち食育・ 地産地消	食育・県産県消の推進	地場産物を活用した料理教室や農業体験等の食育活 動を通して、県民に県産農林水産物の魅力を発信す ることにより、県産県消の推進を図る。	・食育ティーチャーによる食育講座の実施 時期：令和8年6月～令和9年2月 場所：県内各地域 内容：県産食材を活用した料理教室等 ・食農教育の実施 時期：令和8年6月～令和9年2月 場所：農業総合研修センター 内容：農作物栽培体験、料理教室等 ・大学と連携した食育講座の実施 時期：令和8年8月～令和9年3月 場所：県立看護大学 内容：大学生を対象した食育講座等 ・Karada Good Miyazakiﾌｹｽﾀ2026の開催 日時：令和8年11月1日(日) 場所：JA・AZM（来場者：県民約3,500人） 内容：食育・地産地消等の啓発